

図表2 積算上の総作業工数と実際の総作業工数の比較 (単位：人時、%)

| 森林管理局名 | 年度 | 積算上の総作業工数 (A) | 実際の総作業工数 (B) | 実際の総作業工数が積算上の総作業工数を下回っていた工数 (A) - (B) | 左の工数の積算上の総作業工数に対する比率 ((A) - (B)) / (A) |
|--------|-----|---------------|--------------|---------------------------------------|--|
| 東北 | 令和3 | 6,222.3 | 4,674.0 | 1,548.3 | 24.8 |
| | 4 | 6,266.2 | 4,631.0 | 1,635.2 | 26.0 |
| 近畿中国 | 3 | 5,030.5 | 3,290.5 | 1,740.0 | 34.5 |
| | 4 | 4,602.5 | 3,249.3 | 1,353.1 | 29.4 |

(注) 小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目の数値を計算しても差欄の数値と一致しないものがある。

このように、2森林管理局において、証拠書類編集製本業務に係る請負契約の予定価格の積算に当たり、作業の実態と大きくかい離した標準作業工数に基づいて作業単価を算定していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

4契約について、実際の総作業工数等に基づいて証拠書類の種類、厚さごとの1冊当たりの作業単価を算定して3、4両年度の予定価格の積算額を試算したところ、それぞれ計1762万余円、計1874万余円、合計3636万余円となり、2森林管理局の予定価格の積算額5235万余円を約1570万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、2森林管理局において作業の実態に即して標準作業工数を見直すなどの適切な積算方法の検討を行っていなかったこと、また、林野庁において証拠書類編集製本業務に係る請負契約の適切な予定価格の積算についての指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、林野庁は、5年12月に全森林管理局に対して事務連絡を発出するなどして、6年度以降の証拠書類編集製本業務に係る請負契約について、作業の実態を把握するために、契約相手方に作業従事者ごとの作業従事時間等を記載した業務日誌を提出させることとするとともに、予定価格の積算に当たっては、業務日誌を用いるなどして、前年度等の総作業工数の実績を算出し、これに基づいて作業単価を算定することとする処置を講じた。

令和3年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

高収益作物次期作支援交付金事業の実施について

(令和3年度決算検査報告 235 ページ参照)
 (令和4年度決算検査報告 319 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び改善の処置

農林水産省は、新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少するなどした野菜等の高収益作物について、農業者の次期作における生産体制の強化等の取組を支援するため

に、高収益作物次期作支援交付金事業(以下「交付金事業」という。)を実施している。交付金事業の事業実施主体である地域農業再生協議会等は、同省が定める取組を実施する農業者(以下「取組実施者」という。)に対して、交付金(以下「取組交付金」という。)を交付し、同省は、事業実施主体に対して、取組交付金の交付等に要した経費について高収益作物次期作支援交付金(以下「高収益交付金」という。)を交付することとしている。また、同省は、交付手続を迅速に進めるために、取組実施者が作成する提出書類等の簡素化を図ることとしており、売上げが分かる資料等の証拠書類を添付させることとしていない。しかし、37事業実施主体において取組交付金が過大に交付されるなどしている事態、及び事業実施主体が行う取組交付金の交付に関する事務処理(以下「事務処理」という。)に誤りが生ずることが想定される状況となっているのに、同省が事業実施主体に対して取組交付金の交付額が適正であるか再確認(以下「事後確認」という。)を促していないなどしている事態が見受けられた。そして、同省は、令和4年度以降は交付金事業を実施する予定はないとしているが、何らかの突発的、緊急的な事態が今後発生して、農業者の生産体制の強化等の取組を支援するための事業を創設し、農業者等に対して迅速に補助金、交付金等を交付等することも考えられる。

したがって、農林水産大臣に対して4年10月に、次のとおり是正及び改善の処置を要求した。

ア 前記の37事業実施主体に対して、過大に交付されるなどしていた取組交付金に係る高収益交付金を速やかに返還するよう求めること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ 高収益交付金の交付を受けた事業実施主体に対して、各事業実施主体における事務処理の実施状況等に照らして事後確認を行う必要があるかを自ら判断できるよう、取組交付金が過大に交付されるなどしていた事態に係る事例や誤りを生じやすいポイントを周知するなどして、必要と認められる場合には事後確認することを促すこと。そして、当該事後確認の結果、取組交付金が過大に交付されるなどしていたと認められる場合には、速やかにこれに係る高収益交付金の返還を求めること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

ウ 突発的、緊急的な事態が今後発生して、前記農業者の取組を支援するための事業を創設する際に、当該事業の申請が大量に行われる中で迅速に補助金、交付金等を交付等することで、事業実施主体が行う補助金、交付金等の事務に誤りが生じやすい状況になることが想定される場合に備えて、当該事業実施主体に対して事後確認を行わせることができるよう、あらかじめ必要な仕組みを検討すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 前記の37事業実施主体に対して、6年5月までに、過大に交付されるなどしていた取組交付金に係る高収益交付金を速やかに返還するよう求めた。

イ 5年1月に事務連絡を発出し、高収益交付金の交付を受けた事業実施主体に対して、過大交付等の事例や誤りを生じやすいポイントについて周知し、必要と認められる場合には事後確認を行うよう促した。そして、当該事後確認の結果を報告させるとともに、取組交

付金が過大に交付されるなどしていたと認められた事業実施主体に対してこれに係る高収益交付金を速やかに返還するよう求めた。

- ウ 突発的、緊急的な事態に対応した補助金、交付金等の交付等に際して、必要に応じて事業実施主体に対して事後確認を行わせることができるようにするために、要綱において必要な事項を規定することを検討した。そして、5年7月に補助金等交付等要綱審査マニュアルを整備し、上記要綱の審査時に、必要な事項が規定されているかを確認することとした。

令和4年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 水田活用の直接支払交付金事業の実施について

(令和4年度決算検査報告289ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置及び表示した意見

農林水産省は、経営所得安定対策等実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき、水田活用の直接支払交付金(以下「水活交付金」という。)事業を実施している。水活交付金は、主食用米を作付けしない水田において麦、大豆、飼料作物、WCS用稲(実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料)、飼料用米等の戦略作物等の対象作物を生産する農業者(以下「交付対象農業者」という。)に対して国が直接交付するものである。なお、農林水産省は、飼料作物等の家畜の飼料を自らの畜産経営に供する目的で生産(以下「自家利用」という。)する農業者についても、交付対象農業者とすることとしている。実施要綱によれば、たん水設備(畦畔等)を有しない農地等に該当する場合には、水稻の作付けを行うことが困難な農地として、交付対象となる農地(以下「交付対象水田」という。)から除くこととされている。また、交付対象農業者は「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」(以下「実績報告書」という。)を作成し、その確認書類を添付して地域農業再生協議会(以下「協議会」という。)に提出することなどとされている。実施要綱等によれば、対象作物については、十分な収量が得られるように生産することが原則とされている。そして、地方農政局等及び協議会は、適切な作付け、肥培管理、収穫等が行われていない可能性が高いと判断する場合には、その収量が相当程度低いものとなっていないかの確認(以下「収量確認」という。)をし、収量が相当程度低い場合には交付対象としないこととされている。ただし、その場合であっても、収量低下が生じたと思われる要因等を記載した理由書等(以下「収量低下理由書」という。)が地方農政局等に提出され、その要因が自然災害等の交付対象農業者にとって不可抗力の要因(以下「合理的な理由」という。)によるものであることを地方農政局長等が確認できる場合には、交付対象とすることができることとされている。また、合理的な理由であることが確認された場合であっても、翌年産において収量が相当程度低くなるおそれがあるときには、地方農政局長等は、当該交付対象農業者に対して翌年産以降の生産に向けて改善指導を文書により行うこととされている。そして、翌年産において、必要な栽培管理の改善が確認できないなどの場合は交付対象とならないことがあることとされている。しかし、たん水設備等を有するなどしている農地であっても、国庫補助金等により処分制限期間内の園芸施設が設置等されており、実質的に水稻の作付けを行うことが困難な農地に対し